

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定、ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に伴い教員の処遇の改善等を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する。

改正の概要

1 公民較差等に基づく令和7年度の給与改定

(1) 給料

給料月額を引上げ（平均3.28%）【令和7年4月から遡及適用】

(2) 期末手当および勤勉手当

支給月数を各0.025月分引上げ【令和7年12月期から遡及適用】

※令和8年6月期以降は、6月期と12月期で平準化

2 その他人事委員会の勧告に基づく改正【令和7年4月から遡及適用】

(1) 通勤手当

自動車を使用する場合の支給限度額を8,500円引上げ

上限 32,800円→41,300円

(2) 宿日直手当

一般宿日直および業務当直に係る手当額を300円引上げ

一般宿日直 1回 5,200円→5,500円

業務当直 1回 7,600円→7,900円

3 教員の処遇の改善等の改正

(1) 教職調整額

給料月額の100分の10に相当する額に段階的に引上げ

※令和8年1月1日から100分の5に引上げ、毎年100分の1ずつ引き上げる（令和13年1月1日に100分の10）

(2) 管理職の本給加算

管理職である校長、副校長、教頭の給料月額に3,800円または4,000円を加算

(3) 義務教育等教員特別手当

ア 支給限度額を600円引上げ

上限 8,000円→8,600円

イ 校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給

(4) 特殊勤務手当

ア 特殊勤務手当の種類から多級手当を削除

イ 教員特殊業務手当のうち、児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務および児童
または生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務について、手当の額を8,000円に
引上げ

※ 遷及適用分については、令和8年1月例月給与で差額を支給予定

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和7年10月20日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正等に伴い教員の処遇の改善等を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）および滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の別表第1および別表第2関係）

(2) 諸手当の改正

ア 通勤手当について、自動車を使用する場合に係る支給限度額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第12条関係）

イ 宿日直手当について、支給限度額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第16条関係）

ウ 令和7年12月期の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の72.5に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第17条関係）

エ 令和7年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の52.5に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第18条、第31条の2および第35条の2関係）

オ 義務教育等教員特別手当について、支給限度額を引き上げるとともに、校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給することとします。（第2条の規定による改正後の第19条の3関係）

カ 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額に11,500円、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額に3,800円または4,000円をそれぞれ加算すること

とします。(第2条の規定による改正後の別表第1および別表第2関係)

キ 令和8年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の126.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の126.25に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の71.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の71.25に引き下げることとします。(第3条の規定による改正後の第17条関係)

ク 令和8年6月期以降の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の106.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の106.25に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の51.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の51.25に引き下げることとします。(第3条の規定による改正後の第18条、第31条の2および第35条の2関係)

ケ 教職調整額について、給料月額の100分の10に相当する額に段階的に引き上げることとします。(第4条の規定による改正後の第3条および付則第3項関係)

コ 特殊勤務手当の種類から多級手当を削除することとします。(第5条の規定による改正後の第3条および第5条関係)

サ 教員特殊業務手当のうち、児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務および児童または生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務について、手当の額を業務に従事した日1日につき8,000円に引き上げることとします。(第5条の規定による改正後の第4条関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)のオ、カおよびケからサまでは令和8年1月1日から、(2)のキおよびクは同年4月1日から施行することとします。

イ (1)および(2)のアおよびイについては令和7年4月1日から、(2)のウおよびエについては同年12月1日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第11条の4 省略 (通勤手当)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額）</p> <p>ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて<u>32,800円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）</p> <p>イ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関</p>	<p>第1条～第11条の4 省略 (通勤手当)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額）</p> <p>ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて<u>41,300円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）</p> <p>イ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関</p>

等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 省略

第12条の2～第15条 省略

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,200円(人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,600円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に

等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 省略

第12条の2～第15条 省略

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,500円(人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,900円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に

相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,800円（人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第16条の2 省略

（職員の期末手当）

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

（職員の勤勉手当）

第18条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、8,250円（人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,850円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第16条の2 省略

（職員の期末手当）

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

（職員の勤勉手当）

第18条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第31条の2 省略

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第35条の2 省略

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第31条の2 省略

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第35条の2 省略

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第

2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条～第39条 省略

付則 省略

別表第1 (第4条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		円	円	円	円	円
	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900	
	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700	
	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500	
	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300	
	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900	
	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600	
	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500	
	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200	
9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900	

2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条～第39条 省略

付則 省略

別表第1 (第4条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		円	円	円	円	円
	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700	
	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500	
	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300	
	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100	
	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800	
	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500	
	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400	
	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200	
9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900	

10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500		10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000		11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500		12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000		13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300		14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600		15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900		16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100		17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800		18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500		19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200		20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800		21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
22	243,200	280,300	354,500	407,300			22	256,400	292,600	366,900	419,600	
23	244,500	282,500	356,100	408,700			23	257,700	294,800	368,500	421,000	
24	245,800	284,600	357,600	410,000			24	258,900	296,900	370,000	422,300	
25	247,000	286,600	359,100	411,600			25	260,100	298,900	371,400	423,900	
26	248,200	288,500	360,700	413,000			26	261,300	300,800	373,000	425,300	
27	249,400	290,400	362,300	414,300			27	262,500	302,700	374,500	426,600	
28	250,600	292,200	363,800	415,700			28	263,700	304,500	376,000	428,000	
29	251,700	294,000	365,300	417,100			29	264,800	306,300	377,500	429,400	
30	252,900	295,900	366,900	418,400			30	265,800	308,200	379,100	430,700	
31	254,100	297,700	368,500	419,900			31	266,900	310,000	380,700	432,200	
32	255,300	299,400	370,000	421,400			32	267,900	311,700	382,200	433,700	

33	256, 400	301, 100	371, 500	423, 000			33	269, 000	313, 400	383, 700	435, 300
34	257, 700	302, 900	373, 100	424, 400			34	270, 100	315, 200	385, 300	436, 700
35	259, 000	304, 600	374, 700	426, 000			35	271, 300	316, 900	386, 800	438, 300
36	260, 300	306, 200	376, 200	427, 500			36	272, 600	318, 500	388, 300	439, 800
37	261, 700	307, 800	377, 700	429, 200			37	273, 800	320, 100	389, 800	441, 500
38	263, 100	309, 500	379, 200	430, 700			38	274, 900	321, 800	391, 300	443, 000
39	264, 400	311, 300	380, 700	432, 300			39	276, 100	323, 600	392, 800	444, 600
40	265, 700	313, 000	382, 100	433, 900			40	277, 200	325, 300	394, 200	446, 200
41	267, 000	314, 300	383, 500	435, 400			41	278, 500	326, 600	395, 500	447, 700
42	268, 000	316, 200	385, 000	436, 900			42	279, 500	328, 500	397, 000	449, 200
43	269, 000	318, 000	386, 400	438, 100			43	280, 500	330, 300	398, 400	450, 400
44	269, 900	319, 700	387, 800	439, 300			44	281, 400	332, 000	399, 800	451, 600
45	270, 600	321, 400	389, 300	440, 500			45	282, 000	333, 600	401, 300	452, 800
46	271, 400	323, 300	390, 900	441, 800			46	282, 800	335, 500	402, 900	454, 100
47	272, 200	325, 000	392, 500	443, 000			47	283, 600	337, 200	404, 500	455, 300
48	273, 000	326, 700	393, 900	444, 200			48	284, 400	338, 900	405, 900	456, 500
49	273, 800	328, 400	395, 100	445, 300			49	285, 100	340, 600	407, 100	457, 600
50	274, 600	330, 200	396, 500	446, 500			50	285, 900	342, 300	408, 500	458, 800
51	275, 300	332, 000	397, 900	447, 700			51	286, 600	344, 000	409, 900	460, 000
52	276, 100	333, 700	399, 200	448, 900			52	287, 400	345, 700	411, 200	461, 200
53	276, 900	335, 400	400, 400	450, 100			53	288, 200	347, 400	412, 400	462, 400
54	277, 700	336, 700	401, 600	451, 300			54	289, 000	348, 700	413, 600	463, 600
55	278, 500	338, 000	402, 900	452, 500			55	289, 700	350, 000	414, 900	464, 800

	79	296, 200	374, 600	432, 100		79	306, 500	386, 200	444, 100	
	80	296, 800	375, 900	433, 100		80	307, 100	387, 500	445, 100	
	81	297, 400	377, 200	434, 000		81	307, 600	388, 800	446, 000	
	82	298, 100	378, 600	434, 800		82	308, 200	390, 200	446, 800	
	83	298, 800	380, 000	435, 600		83	308, 900	391, 500	447, 600	
	84	299, 500	381, 300	436, 400		84	309, 600	392, 800	448, 400	
	85	300, 200	382, 400	437, 100		85	310, 200	393, 900	449, 100	
	86	301, 000	383, 800	437, 500		86	311, 000	395, 300	449, 500	
	87	301, 700	385, 100	437, 900		87	311, 700	396, 600	449, 900	
	88	302, 400	386, 400	438, 300		88	312, 300	397, 900	450, 300	
	89	303, 100	387, 600	438, 700		89	313, 000	399, 100	450, 700	
	90	304, 000	388, 900	439, 000		90	313, 800	400, 400	451, 000	
	91	304, 800	390, 000	439, 300		91	314, 600	401, 500	451, 300	
	92	305, 600	391, 200	439, 500		92	315, 400	402, 700	451, 500	
	93	306, 100	392, 400	439, 800		93	315, 900	403, 900	451, 800	
	94	306, 900	393, 500	440, 100		94	316, 700	405, 000	452, 100	
	95	307, 700	394, 700	440, 400		95	317, 500	406, 200	452, 400	
	96	308, 500	395, 900	440, 600		96	318, 300	407, 400	452, 600	
	97	309, 200	397, 300	440, 800		97	318, 900	408, 800	452, 800	
	98	310, 000	398, 300	441, 100		98	319, 600	409, 800	453, 100	
	99	310, 800	399, 300	441, 400		99	320, 400	410, 800	453, 400	
	100	311, 500	400, 300	441, 600		100	321, 100	411, 800	453, 600	
	101	312, 300	401, 200	441, 800		101	321, 900	412, 700	453, 800	

102	313, 200	402, 200	442, 100			102	322, 700	413, 700	454, 100
103	314, 100	403, 300	442, 400			103	323, 600	414, 800	454, 400
104	314, 900	404, 400	442, 600			104	324, 400	415, 900	454, 600
105	315, 500	405, 100	442, 800			105	325, 000	416, 600	454, 800
106	316, 300	406, 000				106	325, 800	417, 500	
107	317, 100	406, 900				107	326, 600	418, 400	
108	317, 900	407, 800				108	327, 400	419, 300	
109	318, 600	408, 600				109	328, 100	420, 100	
110	319, 000	409, 400				110	328, 500	420, 900	
111	319, 400	410, 200				111	328, 800	421, 700	
112	319, 900	411, 000				112	329, 300	422, 500	
113	320, 400	411, 600				113	329, 800	423, 100	
114	320, 800	412, 300				114	330, 200	423, 800	
115	321, 300	413, 000				115	330, 600	424, 500	
116	321, 700	413, 700				116	331, 000	425, 200	
117	322, 200	414, 300				117	331, 500	425, 800	
118	322, 700	414, 800				118	332, 000	426, 300	
119	323, 100	415, 200				119	332, 400	426, 600	
120	323, 600	415, 500				120	332, 900	426, 900	
121	324, 100	415, 800				121	333, 400	427, 200	
122	324, 500	416, 100				122	333, 800	427, 500	
123	325, 000	416, 400				123	334, 200	427, 800	
124	325, 500	416, 600				124	334, 700	428, 000	

125	<u>326, 100</u>	<u>416, 800</u>				125	<u>335, 200</u>	<u>428, 200</u>		
126	<u>326, 400</u>	<u>417, 100</u>				126	<u>335, 500</u>	<u>428, 500</u>		
127	<u>326, 700</u>	<u>417, 400</u>				127	<u>335, 800</u>	<u>428, 800</u>		
128	<u>327, 000</u>	<u>417, 600</u>				128	<u>336, 100</u>	<u>429, 000</u>		
129	<u>327, 200</u>	<u>417, 800</u>				129	<u>336, 300</u>	<u>429, 200</u>		
130	<u>327, 500</u>	<u>418, 100</u>				130	<u>336, 600</u>	<u>429, 500</u>		
131	<u>327, 800</u>	<u>418, 400</u>				131	<u>336, 900</u>	<u>429, 800</u>		
132	<u>328, 000</u>	<u>418, 600</u>				132	<u>337, 100</u>	<u>430, 000</u>		
133	<u>328, 200</u>	<u>418, 800</u>				133	<u>337, 300</u>	<u>430, 200</u>		
134	<u>328, 400</u>	<u>419, 100</u>				134	<u>337, 500</u>	<u>430, 500</u>		
135	<u>328, 600</u>	<u>419, 400</u>				135	<u>337, 700</u>	<u>430, 800</u>		
136	<u>328, 900</u>	<u>419, 600</u>				136	<u>338, 000</u>	<u>431, 000</u>		
137	<u>329, 200</u>	<u>419, 800</u>				137	<u>338, 300</u>	<u>431, 200</u>		
138	<u>329, 400</u>	<u>420, 100</u>				138	<u>338, 500</u>	<u>431, 500</u>		
139	<u>329, 700</u>	<u>420, 400</u>				139	<u>338, 800</u>	<u>431, 800</u>		
140	<u>330, 000</u>	<u>420, 600</u>				140	<u>339, 100</u>	<u>432, 000</u>		
141	<u>330, 200</u>	<u>420, 800</u>				141	<u>339, 300</u>	<u>432, 200</u>		
142	<u>330, 400</u>	<u>421, 100</u>				142	<u>339, 500</u>	<u>432, 500</u>		
143	<u>330, 700</u>	<u>421, 400</u>				143	<u>339, 800</u>	<u>432, 800</u>		
144	<u>330, 900</u>	<u>421, 600</u>				144	<u>340, 000</u>	<u>433, 000</u>		
145	<u>331, 200</u>	<u>421, 800</u>				145	<u>340, 300</u>	<u>433, 200</u>		
146	<u>331, 400</u>					146	<u>340, 500</u>			
147	<u>331, 700</u>					147	<u>340, 800</u>			

148	332,000					
149	332,200					
150	332,400					
151	332,700					
152	333,000					
153	333,200					
定年前	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
再任用	額	額	額	額	額	
短時間	円	円	円	円	円	
勤務職員	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900	

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

148	341,100					
149	341,300					
150	341,500					
151	341,800					
152	342,100					
153	342,300					
定年前	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
再任用	額	額	額	額	額	
短時間	円	円	円	円	円	
勤務職員	247,200	288,900	319,100	348,200	436,000	

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100	
2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400	
3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600	
4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900	
5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000	
6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100	
7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300	
8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500	
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800	
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000	
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100	
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200	
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400	
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200	
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000	
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900	
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800	
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200	
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700	
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200	
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700	
22	243,200	258,200	354,300	376,000		22	256,400	271,400	366,700	388,500		

	23	244, 500	259, 500	355, 700	377, 200		23	257, 700	272, 500	368, 100	389, 700
	24	245, 800	260, 800	357, 000	378, 300		24	258, 900	273, 700	369, 400	390, 800
	25	247, 000	262, 100	358, 300	379, 400		25	260, 100	275, 000	370, 600	391, 800
	26	248, 100	264, 000	359, 700	380, 600		26	261, 200	276, 700	372, 000	393, 000
	27	249, 200	265, 800	361, 100	381, 800		27	262, 300	278, 400	373, 300	394, 100
	28	250, 300	267, 600	362, 400	382, 900		28	263, 400	280, 100	374, 600	395, 200
	29	251, 500	269, 300	363, 700	384, 000		29	264, 600	281, 800	375, 800	396, 300
	30	252, 800	271, 500	365, 100	385, 200		30	265, 700	283, 800	377, 200	397, 500
	31	254, 000	273, 700	366, 400	386, 400		31	266, 800	286, 000	378, 500	398, 700
	32	255, 200	275, 900	367, 700	387, 500		32	267, 800	288, 200	379, 800	399, 800
	33	256, 300	278, 100	369, 000	388, 600		33	268, 900	290, 400	381, 100	400, 800
	34	257, 500	280, 300	370, 200	389, 800		34	269, 900	292, 600	382, 300	401, 900
	35	258, 700	282, 500	371, 400	391, 000		35	270, 900	294, 800	383, 400	403, 100
	36	259, 900	284, 600	372, 600	392, 200		36	272, 000	296, 900	384, 600	404, 300
	37	261, 100	286, 600	373, 800	393, 400		37	273, 200	298, 900	385, 800	405, 500
	38	262, 300	288, 500	375, 000	394, 700		38	274, 100	300, 800	387, 000	406, 800
	39	263, 500	290, 400	376, 200	395, 900		39	275, 100	302, 700	388, 200	407, 900
	40	264, 700	292, 200	377, 400	397, 100		40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100
	41	265, 900	294, 000	378, 500	398, 300		41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200
	42	267, 000	295, 900	379, 700	399, 600		42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500
	43	268, 100	297, 700	380, 900	400, 600		43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500
	44	269, 200	299, 400	382, 100	401, 700		44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600
	45	270, 200	301, 100	383, 200	402, 900		45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800

46	271, 000	302, 900	384, 500	404, 100		46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000
47	271, 800	304, 600	385, 800	405, 300		47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200
48	272, 600	306, 200	387, 000	406, 500		48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400
49	273, 300	307, 800	387, 900	407, 600		49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500
50	274, 100	309, 500	389, 100	408, 600		50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500
51	274, 800	311, 300	390, 100	409, 900		51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800
52	275, 500	313, 000	391, 200	411, 100		52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000
53	276, 300	314, 300	392, 000	412, 300		53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200
54	277, 100	316, 200	393, 100	413, 400		54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300
55	277, 900	318, 000	394, 100	414, 500		55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400
56	278, 600	319, 700	395, 100	415, 600		56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500
57	279, 300	321, 400	396, 200	416, 600		57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500
58	280, 100	323, 300	397, 200	417, 800		58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700
59	280, 900	325, 000	398, 300	419, 000		59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900
60	281, 600	326, 700	399, 400	420, 200		60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100
61	282, 200	328, 400	400, 400	420, 800		61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700
62	282, 900	330, 200	401, 500	421, 600		62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500
63	283, 600	332, 000	402, 600	422, 300		63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200
64	284, 200	333, 700	403, 600	422, 800		64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700
65	284, 900	335, 400	404, 500	423, 100		65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000
66	285, 600	336, 700	405, 400	423, 400		66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300
67	286, 300	338, 000	406, 400	423, 800		67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700
68	287, 000	339, 300	407, 400	424, 200		68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100

	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
定年前	76	292,400	351,200	413,200	426,800
再任用	77	293,000	352,600	413,800	427,100
短時間	78	293,700	354,100	414,500	427,400
勤務職	79	294,300	355,600	415,000	427,700
員以外	80	294,900	357,100	415,600	427,900
の職員	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	
	89	299,700	368,100	418,200	
	90	300,300	369,200	418,500	
	91	300,800	370,300	418,800	

	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
定年前	76	302,700	363,000	424,800	438,600
再任用	77	303,300	364,400	425,400	438,800
短時間	78	303,900	365,900	426,100	439,100
勤務職	79	304,500	367,400	426,600	439,400
員以外	80	305,100	368,900	427,200	439,600
の職員	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	
	89	309,500	379,600	429,700	
	90	310,000	380,700	430,000	
	91	310,400	381,800	430,300	

92	<u>301, 300</u>	<u>371, 400</u>	<u>419, 000</u>			92	<u>310, 900</u>	<u>382, 900</u>	<u>430, 500</u>
93	<u>301, 600</u>	<u>372, 500</u>	<u>419, 200</u>			93	<u>311, 200</u>	<u>384, 000</u>	<u>430, 700</u>
94	<u>302, 100</u>	<u>373, 700</u>	<u>419, 500</u>			94	<u>311, 700</u>	<u>385, 100</u>	<u>431, 000</u>
95	<u>302, 600</u>	<u>374, 800</u>	<u>419, 800</u>			95	<u>312, 200</u>	<u>386, 100</u>	<u>431, 300</u>
96	<u>303, 000</u>	<u>375, 900</u>	<u>420, 000</u>			96	<u>312, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>431, 500</u>
97	<u>303, 400</u>	<u>376, 900</u>	<u>420, 200</u>			97	<u>312, 900</u>	<u>388, 200</u>	<u>431, 700</u>
98	<u>303, 900</u>	<u>377, 900</u>	<u>420, 500</u>			98	<u>313, 300</u>	<u>389, 200</u>	<u>432, 000</u>
99	<u>304, 400</u>	<u>378, 800</u>	<u>420, 800</u>			99	<u>313, 700</u>	<u>390, 100</u>	<u>432, 300</u>
100	<u>304, 800</u>	<u>379, 700</u>	<u>421, 000</u>			100	<u>314, 100</u>	<u>391, 000</u>	<u>432, 500</u>
101	<u>305, 200</u>	<u>380, 500</u>	<u>421, 200</u>			101	<u>314, 500</u>	<u>391, 800</u>	<u>432, 700</u>
102	<u>305, 600</u>	<u>381, 500</u>	<u>421, 500</u>			102	<u>314, 800</u>	<u>392, 800</u>	<u>433, 000</u>
103	<u>306, 000</u>	<u>382, 400</u>	<u>421, 800</u>			103	<u>315, 100</u>	<u>393, 600</u>	<u>433, 300</u>
104	<u>306, 300</u>	<u>383, 300</u>	<u>422, 000</u>			104	<u>315, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>433, 500</u>
105	<u>306, 500</u>	<u>384, 100</u>	<u>422, 200</u>			105	<u>315, 600</u>	<u>395, 300</u>	<u>433, 700</u>
106	<u>306, 800</u>	<u>385, 000</u>				106	<u>315, 900</u>	<u>396, 200</u>	
107	<u>307, 100</u>	<u>385, 900</u>				107	<u>316, 200</u>	<u>397, 100</u>	
108	<u>307, 300</u>	<u>386, 800</u>				108	<u>316, 400</u>	<u>398, 000</u>	
109	<u>307, 500</u>	<u>387, 600</u>				109	<u>316, 600</u>	<u>398, 800</u>	
110	<u>307, 700</u>	<u>388, 600</u>				110	<u>316, 800</u>	<u>399, 800</u>	
111	<u>308, 000</u>	<u>389, 500</u>				111	<u>317, 100</u>	<u>400, 700</u>	
112	<u>308, 300</u>	<u>390, 400</u>				112	<u>317, 400</u>	<u>401, 600</u>	
113	<u>308, 500</u>	<u>391, 000</u>				113	<u>317, 600</u>	<u>402, 200</u>	
114	<u>308, 700</u>	<u>391, 900</u>				114	<u>317, 800</u>	<u>403, 100</u>	

115	<u>308,900</u>	<u>392,800</u>				115	<u>318,000</u>	<u>404,000</u>		
116	<u>309,200</u>	<u>393,700</u>				116	<u>318,300</u>	<u>404,900</u>		
117	<u>309,500</u>	<u>394,500</u>				117	<u>318,600</u>	<u>405,700</u>		
118	<u>309,700</u>	<u>395,200</u>				118	<u>318,800</u>	<u>406,400</u>		
119	<u>310,000</u>	<u>396,000</u>				119	<u>319,100</u>	<u>407,200</u>		
120	<u>310,300</u>	<u>396,800</u>				120	<u>319,400</u>	<u>408,000</u>		
121	<u>310,500</u>	<u>397,400</u>				121	<u>319,600</u>	<u>408,600</u>		
122	<u>310,700</u>	<u>398,100</u>				122	<u>319,800</u>	<u>409,300</u>		
123	<u>310,900</u>	<u>398,800</u>				123	<u>320,000</u>	<u>410,000</u>		
124	<u>311,200</u>	<u>399,400</u>				124	<u>320,300</u>	<u>410,600</u>		
125	<u>311,500</u>	<u>400,000</u>				125	<u>320,600</u>	<u>411,200</u>		
126		<u>400,700</u>				126		<u>411,900</u>		
127		<u>401,200</u>				127		<u>412,400</u>		
128		<u>401,800</u>				128		<u>413,000</u>		
129		<u>402,400</u>				129		<u>413,600</u>		
130		<u>403,000</u>				130		<u>414,200</u>		
131		<u>403,500</u>				131		<u>414,700</u>		
132		<u>404,000</u>				132		<u>415,200</u>		
133		<u>404,300</u>				133		<u>415,500</u>		
134		<u>404,600</u>				134		<u>415,800</u>		
135		<u>404,900</u>				135		<u>416,000</u>		
136		<u>405,200</u>				136		<u>416,300</u>		
137		<u>405,500</u>				137		<u>416,600</u>		

138		405,800				138		416,900			
139		406,100				139		417,200			
140		406,400				140		417,500			
141		406,700				141		417,800			
142		407,000				142		418,100			
143		407,300				143		418,400			
144		407,600				144		418,700			
145		407,800				145		418,900			
146		408,100				146		419,200			
147		408,400				147		419,500			
148		408,600				148		419,700			
149		408,800				149		419,900			
150		409,100				150		420,200			
151		409,400				151		420,500			
152		409,600				152		420,700			
153		409,800				153		420,900			
154		410,100				154		421,200			
155		410,400				155		421,500			
156		410,600				156		421,700			
157		410,800				157		421,900			
定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	定年前	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
再任用		額	額	額	額	額	再任用	額	額	額	額
短時間		円	円	円	円	円	短時間	円	円	円	円

勤務職員		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900
------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

勤務職員		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600
------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第19条の2 省略 (義務教育等教員特別手当)	第1条～第19条の2 省略 (義務教育等教員特別手当)
第19条の3 省略	第19条の3 省略 (削除)
2 <u>義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</u>	2 学校教育法に規定する高等学校に勤務する職員については、 <u>第1項</u> に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。 (新設)
3 省略	3 <u>義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</u> (1) <u>学級（小学校、中学校、義務教育学校および高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の校務</u>
第20条～第35条の2 省略 (第2号会計年度任用職員の給与への準用)	4 省略 第20条～第35条の2 省略 (第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第19条の3第2項	号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）	号給

第37条～第39条 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(新設)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第19条の3第3項	号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）	号給

省略

第37条～第39条 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(新設)

別表第3 省略

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第16条の2 省略 (職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第17条の2・第17条の3 省略 (職員の勤勉手当)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職</p>	<p>第1条～第16条の2 省略 (職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第17条の2・第17条の3 省略 (職員の勤勉手当)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職</p>

し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第31条の2 省略

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第35条の2 省略

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい

し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第31条の2 省略

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第35条の2 省略

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい

て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条以下 省略

て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条以下 省略

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下同じ。）<u>のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 (教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下同じ。）<u>（管理職手当を受ける者および教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものを除く。第6条第1項および第2項において同じ。）</u>には、<u>その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</u></p>
<p>2 省略</p> <p>第4条・第5条 省略 (正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 義務教育諸学校等の教育職員<u>（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）</u>については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正</p>	<p>2 省略</p> <p>第4条・第5条 省略 (正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正</p>

えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。) を命じないものとする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 省略

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

付 則

1・2 省略

(新設)

規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。) を命じないものとする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 省略

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定およびその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うものとする。

付 則

1・2 省略

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、<u>多級手当</u>、兼務手当、産業教育等実習手当、入学等考查手当、夜間定時制勤務手当および夜間学級手当とする。 (教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号アに掲げる業務 8,000円 (被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)</u></p> <p>(2) <u>前項第1号イに掲げる業務 7,500円</u></p> <p>(3) <u>前項第1号ウに掲げる業務 3,000円 (人事委員会規則で定める場合にあつては、7,500円)</u></p> <p><u>(4)～(6)</u></p> <p>第4条の2 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、兼務手当、産業教育等実習手当、入学等考查手当、夜間定時制勤務手当および夜間学級手当とする。 (教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる業務 8,000円 (同号アに掲げる業務において被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)</u> (削除)</p> <p>(2) <u>前項第1号イに掲げる業務 7,500円</u> (削除)</p> <p><u>(3) 前項第1号ウに掲げる業務 3,000円 (人事委員会規則で定める場合にあつては、7,500円)</u> (2)～(4)</p> <p>第4条の2 省略</p>

(多級手当)

第5条 多級手当は、市町立の小学校、中学校または義務教育学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級を担当する職員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、多級手当を支給しない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする者
 - (2) 2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
 - (3) 2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者
- 2 前項の手当の額は、従事した日1日につき310円とする。

第6条以下 省略

第5条 削除

第6条以下 省略